



平成 23 年 6 月 28 日
総 合 政 策 局
建設市場整備課建設産業振興室

「ノウハウ・技術移転支援事業」の実施について ～中小建設企業に対するノウハウ・技術の取得・使用を応援します～

国土交通省では、中小建設企業のノウハウ・技術の取得・使用を支援する「ノウハウ・技術移転支援事業」を実施しますのでお知らせいたします。

1. 事業の概要

大手・中堅建設企業等（以下「大手企業等」という。）が有するノウハウ・技術を集約し、中小建設企業に対して紹介・提供する「ノウハウ・技術支援センター」（以下「センター」という。）を設置します。センターは具体的に以下の2つの事業を実施します。

①技術マッチング支援事業

大手企業等が保有する特許技術、工法、資機材等を募集・集約し、当該技術等の取得・使用を希望する中小建設企業に対して紹介します。必要に応じて、当該技術等の取得・使用に係る契約締結等の支援を実施します。

②ノウハウアドバイス支援事業

建設工事に関する課題を抱える中小建設企業に対して、センターに所属する専門家（大手建設企業の現役・OB技術者等）が入札から竣工に至るまでの各段階に係るノウハウアドバイスを実施します。

2. センターの設置箇所

財団法人建設業振興基金

3. 事業の開始日

①技術マッチング支援事業

- ・技術の募集期間 : 平成23年6月28日(火)～7月29日(金)
(以後も随時受付)

- ・技術マッチングの開始日(登録した技術の公開日)
: 平成23年8月1日(月)

②ノウハウアドバイス支援事業 : 平成23年6月28日(火)

4. センター開設時間

平日 午前10時～午後5時

5. 本事業による支援の流れ

(技術マッチング支援事業)

(1) 技術の募集【募集期間：6月28日～7月29日】

①：大手企業等が保有する特許技術、工法、資機材等（以下「技術」という。）について、センターに登録するものを募集します。（別添の【技術マッチング支援事業 募集要領】に基づき、募集を行います。詳しくはそちらをご確認ください。）

②：応募があった技術については、センターに設置する「登録技術審査委員会（仮称）」の審査を経て、センターが運営するweb上のデータベース（技術マッチングデータベース）に登録・公開いたします。公開は6. のHPアドレスにより行う予定です（募集期間は6月28日～7月29日です。以後、随時、技術の登録を受け付けます。）。

(2) 技術マッチングの開始【8月1日より開始】

①：公開した技術をご覧になり、取得・使用を希望する中小建設企業の方（以下「希望者」という。）はセンターにお問い合わせください。センターの担当者がお話を伺ったのちに、取得・使用を希望する技術を登録した大手企業等の担当者（以下「登録者」という。）を紹介します。あわせて、登録者に対して希望者を紹介します。

②：希望者と登録者との間で、技術の取得・使用に係る交渉をして頂きます。センターは必要に応じて、契約締結等の支援を行います。（弁護士を活用した契約内容の確認等。）

※ センターの利用料は無料です。何回でも利用することができます。ただし、技術の取得・使用に係る費用については、希望者と登録者が取り決めて負担し

て頂くものであり、センターは費用を負担しません。

(ノウハウアドバイス支援事業)

- ①：入札から竣工に至るまでの各段階に係る課題に対するノウハウアドバイスを希望する中小建設企業の方はセンターにお問い合わせください。センターの担当者がお話を伺ったのちに、センターに所属するノウハウ・技術の専門家（大手建設企業の現役・OB技術者等）が電話やE-mail等にてアドバイスを実施します。（1企業あたり2回まで利用できます。別添の【ノウハウアドバイス支援事業 リーフレット】をご確認ください。）
- ②：①のアドバイスの後、ご希望に応じて、専門家が現地に赴き、アドバイスを実施することも可能です。（ただし、内容等に応じて、実費相当額を負担して頂くことがあります。詳しくはセンターにお問い合わせください。）

6. 問い合わせ先等

センターの問い合わせ先は以下のとおりです。

（問い合わせ電話番号）03-5473-4572

また、本事業のポータルサイトを開設します。詳しくは、以下のURLをご覧ください。

（ポータルサイト） <http://www.yoi-kensetsu.com/tech/>

<本件に関する問い合わせ先>

国土交通省総合政策局建設市場整備課
建設産業振興室

電話 03-5253-8111（代表）

03-5253-8281（直通）

担当 森川・榎本（内線24828、24827）